

# 『中央分団勤務要領』

2013.4.1 改正  
中央分団長 那智博行

消防団とは、昼夜を問わず災害発生時に災害現場で活動することを主とした、非常勤特別職の地方公務員です。従って、**多少の私事を犠牲にする覚悟と消防防災への志を持った者に限る**。特別職の公務員ですので有償活動となり年間報酬や訓練手当・出動手当・役職手当、さらには在籍年数に応じた退職金（5年在籍で20万円）も支給されます。従って、**在籍だけで災害現場にも出て来ない幽霊団員（報酬金泥棒）を選出しないこと！**

## 消防団員とは

災害活動に使命と誇りをもって参加できる者。  
消防団員としての基礎知識・防災技術、さらには人命救助などの知識を習得した者。  
※中央分団では独自に普通救命士の資格を1年おきに実施しています。

## 消防団員の在籍中任務とは

### 【消防車両 ポンプ点検】

点検は毎月2回行い、第1手入りは各部の都合で行って下さい。ホースの水漏れチェックや筒先などの装備品チェックも行なって下さい。消防車両・装備機器の不具合を発見したら、直ちに分団役員、事務局に連絡する事。第2手入りは「合同手入れ」とし、実践的な中継訓練を行い団員教育（無線通話訓練・新人教育・訓練礼式）も行います。尚、合同手入れの時間と場所に関しては、事前に連絡します。

### 【整理整頓】

消防庫内は常時「整理整頓」緊急時に備え万全を期すこと。無線機及びライトなどの乾電池は定期的に交換し、発電機の燃料は一定量の備蓄を安全に保持すること。

### 【防火水槽・消火栓点検】

各部管轄内の防火水槽・消火栓の点検は、定期的に各部で点検して下さい。防火水槽の減水及び金網破損等を見つけた際は分団長に報告をすること。中央分団では11月・12月を一斉点検月間としております。

## 部役員・分団役員・団本部役員とは

災害現場での確かな指示を出し団員を守ること。  
役員としての責務と立場、重要性を理解し受けること。※選出すること。  
正しい消防活動（精神）を教え、団員の模範となること。